



# J Aかとり営農情報

## 【ごあいさつ】

「JAかとり」では現在、組合員の皆様へのタイムリーな情報提供や、活動内容を紹介するため、経済専門担当を中心に定期的な訪問活動を行っております。是非「営農情報」をご覧頂き、ご意見ご要望がありましたら、担当職員へどしどしお申し付け下さい。

<b>営農生活課</b>	<p><b>《JAにて確定申告相談・代筆業務開始します！》</b> ~2月16日より3月16日まで~        *代筆・相談業務を各経済センターで行っていますので、お気軽にご相談ください。</p> <p><b>《JA健康診断のご案内》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*3月10日 (火) 大栄支店 (9:00~10:45)</li> <li>*3月10日 (火) 栗源支店 (13:30~15:00)</li> <li>*3月2日 (月) 神崎ふれあいプラザ (13:00~14:30)</li> </ul> <p><b>《JA人間ドックのご案内》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*3月9日 (月) 大栄支店 (9:00~10:45)</li> <li>*3月11日 (水) 佐原経済センター (9:00~10:45)</li> <li>*3月12日 (木) 佐原経済センター (9:00~10:45)</li> </ul> <p><b>《JAかとり農業無料職業紹介所のご案内》</b></p> <p>通年の農作業や忙しくなる時期に人手を募集している農家さんと農業で働きたい、働いてみたい方々を繋ぎ、ご紹介する事業です。短い時間や期間でもご希望がありましたら遠慮なくご相談ください！</p>
<b>園芸課</b>	<p><b>《べにはるか～大好評です～》</b></p> <p>*本年度も2月8日を『べにはるかの日』と称し販売促進活動に取り組んでおります。        「国内消費者向け」・「輸出用」とも大好評です。国内はもちろん、海外の消費者の皆様へも        JAかとりのべにはるかをお届けしていますが、まだまだ足りない状況です。        通常出荷、輸出用出荷のご協力をお願い致します。</p>
<b>購買課</b>	<p><b>《JAかとり セルフSSキャンペーン》</b></p> <p>期間：2月1日(日)～2月28日(土)        キャンペーン中にチラシバーコードのご利用で、        ガソリン・軽油 <u>5円/L引き！！</u></p> <p><b>《新茶 予約注文受付中！》</b></p> <p>①2kg以上お買い上げの方に「お掃除クロス12枚組」の進呈または値引きをさせていただきます。        ②15,000円(税込)以上お買い上げの方から抽選で豪華賞品をプレゼント！        ③飲み比べセット1つお買い上げにつき茶筒を3個プレゼント！        ④水出し紫鳳ティーバッグ1ケース(6個入)お買い上げにつき水出しポット(1L用)を        1本プレゼント！</p>

## 『JAかとりのプラスα定期貯金！』

当JAでは「年金」をお受取いただいている方、また年金請求手続き、お受取り金融機関の指定替え手続きをしていただいたお客様へ感謝をこめまして！



### ★店頭表示金利の2倍！(期間1年)☆で取扱中！

[お取扱期間] 令和8年1月5日（月）～令和8年12月30日（水）

～詳しくは各支店窓口にお問い合わせ下さい～

## 『JAかとり 農業近代化資金保証料負担キャンペーン！』

[お取扱期間] 令和8年1月1日（木）～令和8年12月31日（木）

⇒【保証料】：全期間農林中央金庫とJAかとりが負担します。

⇒【お借入金利】：行政等の利子補給により、最大0%～ご提供できます。また行政の利子補給には一定額の上限がある為、お早めにお近くJAまでご相談下さい。

## 『JA共済の一時払終身共済が魅力的になりました！！！』

～ 万一（相続）の保障 ～

みなさまの大切な「資産」をご家族のために残すことをお考えのあなたに！  
「資産」を共済で残すと・・・

### ① “争族” 対策

「誰」が「いくら」受け取るか決められる！

あらかじめ受取人と金額を指定できます。さらに受取人の固有財産として扱われ、遺産分割の対象にならないので、残されたご家族が配分でもめることを防止する効果があります。



### ②相続税対策

契約者（掛金負担者）＝被共済者で、相続人が受け取った場合の死亡共済金等の非課税枠  
500万円×法定相続人の数が使えます。

### ③円滑な支払い

もしものことがあってもすぐに共済金が受け取れる！

死亡共済金は、死亡共済金受取人の固有の財産として受け取れるので、葬儀費や生活費、納税資金等の必要な費用にスムーズに対応することが可能です。



用

※お問い合わせは各JA支店窓口までお問い合わせください。

※農畜産課部門については掲載記事なし

発行：JAかとり 手支票推進本部

編集行部署：指導経済部営農生活課 Tel0478-70-7712

発行日：2026年1月21日